

令和元年度裾野市農業委員会10月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後1時30分から午後2時00分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代				
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
		10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利		
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

4	鈴木 昭子	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫	須山	渡邊 秀行
---	-------	---	-------	----	-------	----	-------

5. 事務局出席者

事務局長 杉本 一之 書記 中村健児 書記 市川智子 書記 持田睦乃

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

10	杉山 克己	11(副会長)	勝又 俊博
----	-------	---------	-------

第3 議事

(1) 報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

(3) 議第27号 非農地証明願の裁定について

(4) 議第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和元年度裾野市農業委員会10月総会を開会します。
本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、10番 杉山克己委員、11番 勝又俊博委員にお願いします。
会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田睦乃氏を指名します。
それでは、議事に入ります。報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について (議案朗読)

議長

ただ今の報第10号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。次に、議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、富岡保育園の約160m北東側に位置します。現況は休耕地となっています。

譲受人は東京都在住で会社員をしており、定年退職を控えております。譲受人の妻は長年ポルトガルにてポルトガルタイルの勉強、制作活動、制作指導をしてきましたが、譲受人の退職を機に夫婦で富士山に見える裾野市に移住し、ポルトガルタイルの工房教室を開設する計画を立てました。

譲渡人は、高齢となり営農を継続することが困難で、財産の整理を考えていたため、譲受人に土地を売却することに合意し、申請に至りました。

農地区分は第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準に問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

西側・北側は道路、南側は畑、東側は宅地に接しています。申請地への建物等の建築は行わず、駐車場や窯を設置します。場内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透となります。周辺農地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 質疑等がありませんので、お諮りします。議第26号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。次に、議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 大庭学委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、深良保育園の約130m南西側に位置します。現況は畑となっています。受人は申請地のすぐ北西側に住んでおります。受人の妻は車いす生活であり、デイサービスを利用していますが、自宅への進入路が狭く送迎車が自宅前まで入ることが出来ないため不便を感じておりました。渡人に相談したところ、申請地を転用し道路

を拡幅ことに同意を得られたため、申請に至りました。

申請地は街区の宅地化率が85.8%であり40%を超えているため、農地区分は第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は道路、南側は畑に接しています。雨水は南側に設置する道路側溝と自宅敷地内排水路を経由して西側河川へ放流することから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(意見、質問等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第26号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 2番 杉山邦利委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、大野路交差点から約700m西側に位置しています。現況は休耕地となっています。

賃借人は太陽光発電事業を行っており、優良な事業地を探していたところ、日当たりの良い申請地が候補地として挙がりました。

賃貸人は会社員をしており、今後の維持管理が困難であることから、賃借人の提案に合意し、太陽光発電設備敷地として、パネル300枚を設置する計画で話がまとまり申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。経済産業省による事業計画認定、東京電力との受給契約の手続きも済んでおります。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は畑、西側は道路、南・東側は、原野に接しています。農地との境は高低差があり、それ以外の隣地との境にはフェンスを設置します。雨水は自然浸透とします。パネルの間には浸透性のある防草シートを設置し、年3回、巡回をして草刈りを行います。以上のことから、周辺農地への影響はないと思われれます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第26号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第27号 非農地証明願の裁定について 番号1 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第27号 非農地証明願の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 6番 勝又実佐男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、富岡支所の約80m西側で富岡分団詰所南側に位置します。願出地の現況は、隣人の居宅敷地の一部となっています。面積は11.18㎡です。
願出地は、平成26年に願出人が相続により取得しました。願出地は、隣接地の住人が昭和61年に居宅を建築して以来、住宅敷地の一部として使用されています。
願出地内には建築物は存在せず、建築基準法、都市計画法上問題はありません。建築物等の敷地として相当のものであり、かつ、建築後10年以上経過して農地への復元が容易でないと思われれます。
願出地の北側は道路、西・南・東側は宅地に面しています。周辺農地への影響はないと思しますので、ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第27号 番号1について、本案を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で証明することに決定します。
次に、議第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 3番 服部敏淳委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は東名高速道路にかかる平林I橋から南西に約160mのところの位置しています。申請地は農業振興地域内にある農地で、地目は登記簿・現況共に畑です。面積は1,215㎡です。
貸人は、昭和61年に相続により利用権設定地を取得しましたが、平成22年から

農地利用円滑化事業を活用し、現在の借受人に貸し付けていました。その契約が令和元年11月30日で満了するため、今後も引き続き現在の借受人に貸し付けることで話がまとまり、中間管理事業を活用した利用権設定の申請に至ったものです。

集積計画が承認され、機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。貸付期間は10年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、芝を作付けする計画です。これまでと利用形態が変わらないため、周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第28号 番号1について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2及び番号3は関連がありますので一括して議案とします。

こちらの案件については、手綱史芳委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、手綱史芳委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(手綱史芳委員 退席)

議 長 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2及び番号3
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地はファミリーマート裾野下和田店から南西に約100mのところを位置しています。利用権設定地は2件併せて9筆あり、すべて農業振興地域内にある農用地で、地目は登記簿・現況共に畑です。面積は9筆合計10,761㎡です。

番号2の渡人は昭和61年に、番号3の渡人は昭和52年に、それぞれ相続により利用権設定地を取得しました。

過去は芝の生産圃場として活用していましたが、現在は全体的に耕作管理が出来ておらず、借り受けてくれる人を探していました。

一方、借受人は市内でそばの生産を盛んに行っており、優良な圃場を探しておりました。市内で農地を探したところ、利用権設定地が作付けに適していると判断し、両者の間で話がまとまり、今回の申請に至ったものです。借受に関しては中間管理事業を活用し、貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、そばを作付けする計画です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第28号 番号2及び番号3について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

手綱史芳委員にご着席願います。

(手綱史芳委員 着席)

議長 以上で、全ての議案が終了しました。これをもって令和元年度裾野市農業委員会10月総会を閉会します。

令和元年10月10日 (会議録署名人)

10番署名人 杉山克己

11番署名人 勝又俊博